

令和2年度
事業計画



社会福祉法人 早島町社会福祉協議会

目 次

▶基本理念（P.1）

▶経営理念（P.1）

▶基本姿勢（P.1）

▶重点目標（P.2～）

○事務局

○デイサービスセンター

○居宅介護支援センター

○ホームヘルパーステーション

▶活動内容（P.4～）

I. 会務の運営

1. 役職員による法人運営（P.4）

（1）理事会の開催

（2）評議員会の開催

（3）内部監査の実施

（4）役員の先進地視察研修の実施

（5）人事管理制度の推進

（6）法人間連携の推進

II. 地域福祉事業

1. 広報事業活動の推進（P.4～）

（1）社協だよりの発行

（2）ホームページ等による福祉情報の発信

（3）地域福祉活動計画策定状況の周知

（4）早島の匠ミニギャラリーの実施

2. 会費・寄付・募金の収受（P.5）

（1）住民会員・会費の募集

（2）一般寄付等の受納

（3）共同募金運動の推進

3. 地域福祉活動計画（第2次計画）の策定^新（P.5）

（1）福祉モデル地区の取り組み支援^新

（2）ヒアリング作業等の実施^新

（3）策定委員会の運営^新

（4）地域福祉活動計画の策定^新

4. 住民参画型生活支援活動の支援（P.5～）

（1）外出支援活動の支援

（2）暮らしの応援団活動の支援

（3）暮らしの応援カフェの運営支援

5. 福祉活動員活動の支援（P.6）

（1）福祉活動員協議会活動の支援

（2）福祉活動員育成に向けた支援

6. 地区福祉活動の推進（P.6～）

- （1）高齢者給食サービス活動の推進
- （2）ふれあい・いきいきサロン活動の推進
- （3）夏季一斉友愛訪問活動の実施
- （4）年末大掃除おたすけサービスの実施
- （5）地区福祉活動の支援

7. 福祉啓発（教育）の推進（P.7）

- （1）地域住民への啓発活動
- （2）夏のボランティア体験の実施
- （3）福祉教育への協力支援
- （4）コミュニケーション麻雀の普及推進
- （5）福祉啓発事業の推進

8. ボランティア活動の推進（P.7～）

- （1）ボランティア保険の加入支援
- （2）福祉ボランティアグループ活動の支援
- （3）ボランティア活動に関する相談・調整
- （4）ボランティア活動組織のあり方の検討^新

9. 福祉団体活動の支援（P.8）

- （1）福祉当事者団体・福祉団体活動の支援

10. 在宅福祉サービス事業の実施（P.8）

- （1）福祉有償運送事業の実施
- （2）福祉用具貸出サービスの実施

11. 福祉相談及び福祉サービスの利用援助（P.8）

- （1）生活福祉資金貸付事業の実施
- （2）日常生活自立支援事業の実施

12. 地域福祉センターの管理運営（P.8～）

- （1）施設利用の促進
- （2）備品・用具の貸出

Ⅲ. 介護サービス事業

1. 居宅介護支援事業の実施（P.9）

- （1）居宅介護支援事業の実施
- （2）介護予防居宅介護支援事業の実施

2. 通所介護事業の実施（P.9）

- （1）通所介護事業の実施
- （2）介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- （3）介護保険外サービス事業の実施

3. 訪問介護事業の実施（P.9～）

- （1）訪問介護事業の実施
- （2）介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- （3）介護保険外等サービス事業の実施
- （4）障がい福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護）の実施
- （5）障がい児者移動支援事業の実施

令和2年度早島町社会福祉協議会事業計画（案）

▶本会の基本理念

お互いが支えあい	安心して
幸せに暮らせる	住みよい地域をつくります

▶本会の経営理念

本会役職員は、基本理念に則り地域福祉事業の推進と介護保険事業等の充実・発展を図るとともに、安定した法人運営に心がけてまいります。

▶本会の基本姿勢

高齢化の進展と制度の複雑化は本会の経営に大きな影響がありますが、課題整理の契機として捉え、柔軟な組織運営により、地域福祉事業と介護保険事業などそれぞれの連携が高まる法人運営を行ってまいります。

地域福祉事業では、令和2年度改訂予定の「第2次地域福祉活動計画」の策定について、元年度の事業評価を踏まえるとともに、早島町や関係団体との協働体制により住民ニーズを吸収し、地域支え合い活動、生活支援サービス、担い手育成等が高まる計画づくりを進めてまいります。

介護保険事業においても、令和2年度が次期介護保険等事業計画の策定年度であり、これまでの経営上の課題をしっかりと受け止め、事業間のいっそうの連携により次期計画期間に備えた収支の改善に努めてまいります。

社協が進める地域福祉は、公的制度と互助活動等がより補完的な関係として求められており、車の両輪である行政とのパートナー関係を強め、利用者や町民に良質で安心感のあるサービスや情報を提供してまいります。

また、社会福祉法人に求められる地域貢献体制づくりや利用者のための環境改善はもとより、職員の働き方改革や感染予防・衛生意識の向上を進め、組織の適正な規律のもと信頼される法人運営に努めてまいります。

○事務局重点目標

1 第2次地域福祉活動計画の策定

昨年度に評価作業を終えた『はやしまほっとプラン』に基づく5年の福祉活動の進捗状況の課題とその対応の方向性に沿い、2次計画の策定を行います。同時策定となる早島町の地域福祉計画へ、同プランや本会のコミュニティソーシャルワーク機能を位置づける働きかけを行い、地域福祉を進める官民の役割分担を明確にします。

また、新たにモデル地区を指定し、課題の1つである「地区における助け合いの仕組みづくり」のあり方を継続して検証します。

2 総務業務の見直しと内部統制の再構築

近年『ほっとプラン』推進に伴い業務が増大する中、法人運営、施設管理等の総務、労務管理や経理事務、地域福祉推進の業務を少人数の兼務で行う事務局において、マンパワー不足の状態が続いています。また、年間を通じ様々に並行する業務推進には、計画性や住民との企画調整力、経験が問われ、職員が入れ替わる中、育成に費やす時間が必要です。

総務業務の分担を法人全体の中で見直し、事務局業務のスリム化を進めるとともに、新体制における内部統制の再構築を図ります。

○居宅介護支援センター重点目標

1 専門性を活かした地域貢献

介護支援専門員が個別支援で培った知識や経験を活かし、在宅介護に関する情報発信ができるよう、地域住民や在宅介護者の視点に立ったテーマ設定や資料作成を行います。また、その資料を用い、介護支援専門員が事務局と協働で主体的に地域の集いや福祉活動者の会合へ出向き、情報発信を行うなど、地域貢献をより意識した事業所づくりに努めます。

2 緊急時に備えた体制整備と介護用具リサイクル事業の新設

一人暮らしや高齢夫婦世帯の利用者が増える中、所在不明時の適切な初期対応や、介護者の体調不良時の緊急対応が課題となっています。こうした不測の事態へのリスク管理を強化すべく、想定されるリスクへの対応策を講じていきます。また、在宅介護を環境面から支えるべく介護用具貸与事業の充実と共に、寄贈の申し出を受けた介護用具の有効活用を目的としたリサイクル事業を立ち上げます。

○デイサービスセンター重点目標

1 新規利用者の獲得とサービス提供の見直しによる経営の安定化

前年度に引き続き、令和元年度も厳しい経営状態になり、経営改善が第一優先課題となっています。広報活動を通じて新規利用者を獲得すると共に、利用者の現状やニーズに合わせたサービス提供時間や利用回数の見直しにより経営改善を図ります。また、感染症対策を徹底し、利用者が安心して利用継続できるよう努めます。

2 作業の効率化と働きやすい職場環境の整備

昨年度、業務時間の効率化を図る為に記録支援ソフトを導入しましたが日々の業務に追われ十分に活用できませんでした。また、職員によって作業手順や一つの作業にかかる時間にもばらつきがあります。記録支援ソフトを十分に活用する事で記録に係る時間の短縮化を図ると共に、作業のムリやムダを洗い出し、業務の見直しを行います。時間と気持ちにゆとりを生むことで働きやすい職場を目指します。

○ホームヘルパーステーション重点目標

1 新規利用者の獲得とサービス提供の見直しによる経営の安定化

近年の収支状況の停滞の要因の一つに、延べ利用者数や訪問回数の減少が挙げられます。本会ならではの住民主体の見守り活動や生活支援活動と連携し、地域に密着した訪問介護サービスが提供できる強みをアピールする手段を講じ、新規利用者の確保を行います。また、現行の利用者に対する状況の変化を把握し、必要に応じサービス内容や訪問回数の見直しや、効率の良いシフト作成を行うことで経営改善に努めます。

2 専門知識の向上と情報の共有による質の高いサービスの提供

『認知症』『精神障害』の利用者が増えているため、昨年に引き続き研鑽を行い、訪問介護員全員で共有することで、質の高いサービス提供ができるよう努めます。また、今後必要とされる『看取り』や関連する『医療知識』などの専門知識、様々な『感染症』についても最新の情報を収集し、内部研修で共有及び対策を徹底することで、安心してサービスを利用していただけるよう努めます。

▶活動内容

I. 会務の運営

1. 役職員による法人運営

(1) 理事会の開催

企業経営の視点に立った意思決定機関としての責任体制を明確化し、理事会で十分な審議を行う。

(2) 評議員会の開催

財産状況や役員の業務執行状況について、役員に対し意見を述べるとともに、法人の重要事項についての議決機関としての審議を行う。

(3) 内部監査の実施

社協全般の業務執行状況や、法人の財産状況の監査を受け、経営状況の把握や法人運営改善を行う。

(4) 役員の先進地視察研修の実施

社協が行う諸事業の充実強化を図るため、県内外の先進地社協へ出向いて、研鑽を深めるとともに事業改善の一助とする。

(5) 人事管理制度の推進

職務基準書や職員ごとの行動評価、目標管理に基づく人材育成を進めるとともに、外部専門業者を交えた評価者研修や調整会議を実施し、適正な人事評価作業を行う。

(6) 法人間連携の推進

社会福祉法人に求められる地域貢献活動の具体化に向け、町内の同法人と連携した取り組みが行えるよう、事務局として連絡協議会の運営及び活動調整を行います。

II. 地域福祉事業

1. 広報事業活動の推進

(1) 社協だよりの発行

町民に対する社協活動や住民福祉活動等の情報提供手段として、広報誌はやしま福祉情報「社協だより」を年4回発行する。

(2) ホームページ等による福祉情報の発信

ホームページとソーシャルネットワーキングサービスとの連動により、本会の事業活動状況や町内の福祉活動の積極的かつ効果的な発信を行う。

(3) 地域福祉活動計画策定状況の周知

「はやしまほっとプラン」の周知や更なる住民参画促進を目的に、地

域や関係団体等へ出向き、同計画内容や進捗状況を発信する。

(4) 早島の匠ミニギャラリーの実施

「オアシス早島」1階ロビーを活用し、住民によるミニ作品展示を行い、一般住民の来館促進と、センター機能や本会事業の周知を図る。

2. 会費・寄付・募金の収受

(1) 住民会員・会費の募集

地域住民や法人等へ任意での会費の募集を行う。

(2) 一般寄付等の受納

一般寄付・満中陰志を受納し、ほほえみ基金の原資として基金積み立てを行い、浄財は「社協だより」などの情報提供事業等に活用する。

(3) 共同募金運動の推進

「福祉活動の財源確保」を目的に、10月に「赤い羽根共同募金運動」、12月に「歳末たすけあい募金運動」を実施する。

3. 地域福祉活動計画の策定^新

(1) 福祉モデル地区の取り組み支援^新

自治会単位の助け合いのあり方を検証する為に、福祉活動モデル地区を指定し、福祉活動協議や実践活動の支援を継続して行う。

(2) ヒアリング作業等の実施^新

早島町の各種福祉計画策定に伴うアンケート結果の分析や福祉関係団体や機関へのヒアリング、町内での住民座談会を開催し、現状の福祉課題の分析と対策を住民関係者協働で行う。

(3) 策定委員会の運営^新

策定委員会を組織化し、計画立案協議や計画原案の審議、広報のあり方を検討する。

(4) 地域福祉活動計画の策定と公表^新

住民や福祉関係者・機関を交えた協議結果を踏まえた具体的活動計画を策定する。また、策定後の計画内容の公表を行う。

4. 住民参画型生活支援活動の支援

(1) 外出支援活動の支援

住民の登録運転手やボランティア参画を得て、福祉車両による移動支援やサロン送迎活動の他、新たに町行政と協働した外出支援活動のあり方の検討や試行を行う。

(2) 暮らしの応援団活動の充実

ゴミ出しや買い物支援など、高齢者世帯等における生活課題に住民主

体で対応する『暮らしの応援団』活動の充実を図る検討や調整、活動者募集を行う。

(3) 暮らしの応援カフェの運営支援

ゴミ出しや買い物等の町民同士の支え合いの活動について、「はやしまほっとプラン」の指針の検証と試行を住民目線で行いながら、現実的な生活支援活動を模索する茶話会の運営支援を行う。

5. 福祉活動員活動の支援

(1) 福祉活動員協議会活動の支援

福祉活動員による主体的な地区活動を支援する「福祉活動員協議会」の事務局として同会の運営支援を行い、地区別福祉マップの作成や地域ニーズの共有など、地区の実情にあった活動の推進に努める。

(2) 福祉活動員育成に向けた支援

「福祉活動員協議会」と協働で、福祉知識や技術の習得、体験活動や福祉活動先進地視察の機会を設け、福祉活動員の関連知識や活動意欲の向上と具体的活動の促進を図る。

6. 地区福祉活動の推進

(1) 高齢者給食サービス活動の推進

地区内で食事の準備などが困難な、独居高齢者等を対象として、食事とふれあい交流の場を提供する「給食ボランティアグループ」への食材費等の助成や活動の支援を行う。

(2) ふれあい・いきいきサロン活動の推進

地区内での気軽なふれあい交流や仲間づくりができる「たまり場」づくりの普及に努める。活動グループに対し、助成・助言を行うとともにサロン活動の更なる普及や活性化を目的とした研修会を開催する。

(3) 夏季一斉友愛訪問活動の実施

概ね70歳以上の高齢者等を対象に、民生児童委員協議会、福祉活動員協議会と協働で、熱中症予防啓発と関係づくりを目的に全地区一斉の友愛訪問活動を行う。

(4) 年末大掃除おたすけサービスの実施

各地区の75歳以上の高齢者世帯や身体障がい者世帯の年末大掃除作業を、民生児童委員協議会、福祉活動員協議会と協働で行う。作業を行う「おたすけ員」として、地区民生委員や福祉活動員以外にも地区住民へ福祉活動の機会として協力を求める。

(5) 地区福祉活動の支援

「福祉のまちづくり」に主体的に取り組む自治会や団体に対し、地区

福祉活動のあり方の検討や具体的活動の支援を行う。また、活動支援には、取り組み内容に応じた活動費の助成を行う。

7. 福祉啓発（教育）の推進

（1）地域住民への啓発活動

地域住民からの要請や様々な機会を捉えて、福祉等について啓発活動を行う。

（2）夏のボランティア体験の実施

中学生以上を対象に、夏季休暇期間を活用したボランティア体験の場を設定し、他者とのふれあいの中から「福祉の心」を育成する。

（3）福祉教育への協力支援

早島小学校や早島中学校が行う福祉教育に関する授業等に対し、福祉関係団体の協力を得ながら福祉教育の支援を行う。

（4）コミュニケーション麻雀の普及推進

介護予防啓発や地区交流活動の活性化を目的に、コミュニケーション麻雀を楽しむ場づくりや普及員の養成を行う。

（5）福祉啓発事業の推進

地域住民への福祉啓発を目的に福祉当事者やボランティアグループの協力を得て、「福祉映画会」「障がい者作品展」等のイベント事業を行う。

8. ボランティア活動の推進

（1）ボランティア保険の加入支援

安心してボランティア活動ができるよう、ボランティア活動者の傷害や、賠償責任などについて補償するボランティア活動保険の加入促進を図る。

（2）福祉ボランティアグループ活動の支援

ボランティア団体の活動支援と活動費の助成を行う。

<主な助成グループ>

パソボラはやしま、はやしま朗読ボランティア福来朗、日曜大工ボランティアとんかち、コミュニケーション麻雀を広める会、運転ボランティアくるりん等

（3）ボランティア活動に関する相談・調整

「ボランティアをしたい方（団体）」や「求める方（団体）」の相談対応や、各種福祉団体活動を支援するプログラムの調整等、ボランティア活動の活性化に向けた支援を行う。

(4) ボランティア活動組織のあり方の検討^新

会員減少による活動の停滞や縮小化、グループ運営の中心を担う役員の負担軽減を目的に、各グループへのヒアリングや意見交換の機会を設け、活動組織のあり方を検討する。

9. 福祉団体活動の支援

(1) 福祉当事者団体・福祉団体活動の支援

当事者団体の活動支援と活動費支援を行う。

<主な助成グループ>

早島町身体障がい者福祉協会、早島つばさの会、ブロンズクラブ、早島保護司会、早島町更生保護女性会等

10. 在宅福祉サービス事業の実施

(1) 福祉有償運送事業の実施

公共交通機関を自力で利用できない高齢者や障がい者の玄関から目的地までの福祉車両による移動サービスを、タクシー料金の概ね半額相当の利用料で実施する。

(2) 福祉用具貸出サービスの実施

貸出希望者の状況を踏まえ福祉用具を貸出し、使用方法等の相談・助言を行う。また、貸与する福祉用具の見直しを行う。

11. 福祉相談及び福祉サービスの利用援助

(1) 生活福祉資金貸付事業の実施【岡山県社会福祉協議会受託事業】

低所得者世帯の経済的自立や、身体障がい者世帯の生活意欲の助長促進及び、在宅福祉・社会参加促進のために必要な資金を貸付けるため、生活福祉資金貸付に関する相談受付と県社協への申請や償還事務指導を行う。

(2) 日常生活自立支援事業の実施【岡山県社会福祉協議会受託事業】

判断能力が低下した方の福祉サービス利用援助や、日常的な金銭管理をサポートする「日常生活自立支援事業」の相談受付や県社協への申請、専門員及び生活支援員による援助等を行う。

12. 地域福祉センターの管理運営

(1) 施設利用の促進

町内の地域福祉活動拠点として、福祉関係者を中心にセンター内の施設の貸し出しと管理運営を行う。

(2) 備品・用具の貸出

町内の地域福祉活動の活性化のため、福祉活動に役立つ備品等（レクリエーション用具・機材）の貸し出しを行う。

Ⅲ. 介護サービス事業

1. 居宅介護支援事業の実施

(1) 居宅介護支援事業の実施

要介護認定者を対象に、在宅での介護サービスや保健・医療・福祉サービスが適切に利用できるよう、心身の状態やご家族の希望を受け、「ケアプラン」を作成する。また、介護サービス事業者との連絡調整や、サービス利用料の上限管理、要介護認定申請の代行などの業務を行う。

(2) 介護予防居宅介護支援事業の実施【早島町受託事業】

要支援認定者を対象に、在宅での介護予防サービスや保健・医療・福祉サービスが適切に利用できるよう、心身の状態やご家族の希望を受け、「介護予防プラン」を作成する。また、介護予防サービス事業者との連絡調整や要介護認定申請の代行などの業務を行う。

2. 通所介護事業の実施

(1) 通所介護事業の実施

要介護認定者を対象に、介護が必要な高齢者の心身の機能の悪化を防止し、介護が必要な状態になっても、自宅での生活が出来るよう、趣味活動や人と交流のある生活を維持するとともに、介護者の心身の負担を軽減する。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

要支援認定者を対象に、機能訓練や社会交流を通じて、自立へ向けた心身の機能維持や向上を目的とした支援を行う。

(3) 介護保険外サービス事業の実施

利用登録者を対象に、社会参加の促進と生き甲斐づくりを目的に、介護保険外の事業として、年1回の日帰り旅行の実施と、入院・入所中の方の短時間の利用の受け入れや、心身の特別な状況や閉館等特別な事由による自宅入浴困難者への入浴対応を行う。

3. 訪問介護事業の実施

(1) 訪問介護事業の実施

要介護認定者を対象に、心身の状況に応じ、安心して自立した日常生活が送れるよう支援するサービスで、ケアプランに基づいて身体介護

(入浴介助、排泄、食事の援助など)や生活援助(調理、掃除、買い物など)、日常生活全般の支援を行う。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

同サービス事業対象者を対象に、自立に向けた生活機能の向上を目的とした支援を行う。

(3) 介護保険等対象外サービス事業の実施

介護認定または障がい福祉サービスの認定を受けているが、支給限度額超過や制度上サービス提供ができない内容に対し、身体介護や家事援助を行う。また、その他必要と認めの方への家事援助を行う。

(4) 障がい福祉サービス事業(居宅介護・重度訪問介護)の実施

障がい・心身の状態に配慮した身体介護・家事援助など、日常生活全般の支援を行う。

(5) 障がい児者移動支援事業の実施

外出移動が困難な障がい児者の方に対し、自立生活・社会参加の促進を目的に、生活上必要な外出の移動支援を行う。